

平成 12 年 3 月 24 日
科学技術会議政策委員会

(4) 研究開発評価

研究開発の評価に関する大綱的指針の決定以来、評価に対して本格的な取組が開始された。平成 10 年 10 月現在で、国の研究機関の 9 割が評価の要領・規程等の整備を進めており、約 4 割は既に機関評価を実施していた。また、9 割の機関が課題評価を実施していた。また、大学については、国立大学ではほぼ全大学、公立大学では約 7 割、私立大学では約 9 割が自己点検・評価を実施していた。さらに、平成 12 年度から大学評価を行う第三者機関として大学評価・学位授与機構(仮称)を創設することとしている。このように、評価は概ね導入されてきている。

しかし、研究開発評価についての問題点も指摘されており、これについて検討を行い、以下の点を重要なものとして整理した。

- 各種評価の目的が必ずしも明確ではない。
- 論文数等の単純な数値目標への偏重が見られる。
- 必ずしも研究開発の内容・性格に応じた適切な評価基準となっていない。
- 研究者個人の評価は大綱的指針に盛り込まれておらず、実施方法は機関に委ねられている。このため、通常の勤務評定や研究費の配分で行われている等、様々なとらえ方がなされている。機関ごとに共通的な評価やその結果の個人への反映が望まれる。
- 評価が助言の意味合いにとどまり、資源配分への反映等が未整備である。
- 評価者の専門分野により厳しくなるあるいは甘くなる傾向や被評価者の意見表明の機会の欠如等公正さの確保に向けた強い要望がある。
- 評価についての試行の段階であり、専門スタッフ(研究者)がおらず、被評価者、評価者ともに強い負担感を感じている。
- 将来にわたりふさわしい評価者を確保できるかに懸念がある。

これらを踏まえ、以下の指摘がなされた。

① 研究開発評価の目的の明確化と質の評価

- 研究開発評価の目的は、資源の有効な配分による質の向上とともに、大学、研究機関や研究者個人がよりよい研究開発活動ができるように、良い点を育てることに役立つ、いわば奨励におくべきである。研究開発の実施者や実施現場が実力を十分に発揮しなければ、国際水準の研究レベルが可能とはならない。その意味で、研究課題の推進のための形式的な評価、単に数や量に訴える評価はこの目的にそぐっているとは言い難い。
- 国際水準での研究内容や活動の質に着目した評価を徹底すべきである。また、画一的な評価基準や平均的な評点による評価は、大学、研究機関や研究者個人の多様な研究開発活動や能力を評価し、育てることには障害になる。研究開発活動に係る多様な評価軸を用意し、特に優れた点を伸ばすような評価に心がけるべきである。多様な評価の基準としては、論文のみならず、特許や技術レベル、一般社会への理解増進等、研究開発活動を巡るあらゆる活動を対象とし、特に誇りうる成果を中心に評価を行うことにより、多様性のある評価を実現すべきである。

② 個人評価の考え方の提示

- 個人評価は機関の長が責任を持って行うべきものであり、結果は大学や研究機関の運営に反映されるべきものである。個人評価に当たって重要な点は、個人には多様な能力、適性があることに十分配慮し、個人が最も実力を発揮している点に着目し、量ではなく、質を評価すべきである。公正な評価とするために、評価過程(進め方)の透明性と個人が意見を述べる機会の設定が重要である。
- 研究者個人のプラス面を積極的に評価し、適材適所による配置転換も含めて、研究者がチャレンジすることを促すような評価がなされているかについては、大学や研究機関及びこれらの長に対する評価の重要な要素とすべきである。

③ 大学・研究機関評価、研究課題評価の考え方

- 大学や研究機関の評価は、所属する研究者及び遂行された研究課題の評価の総合に加え、マネジメント面の評価を併せて考えることが必要である。マネジメント面の評価は2つの面からなされるべきである。
 - 1つ目は基本的な組織の業務ができていないか否かの評価で、例えば、適切な管理、資金の適正な執行等であり、これらは正しく行われることが当然のものとして、適不適の評価となる。
 - 2つ目は、大学や研究機関としての目的を達成するために努力を積み上げているかという評価で、これは努力に応じて加点される評価となる。研究者の能力、適性に見合った業務を割り当てているか、研究者の意欲が向上するよう適切な対応をとっているか、時宜に応じメリハリの利いた資源配分がなされているか等が上げられる。いわば、研究開発を最善の条件の下で実現しようとしているかを評価するもので、大学や研究機関における質の評価の重要な部分をなす。
- 研究課題の評価は、原則としてピアレビューにより、世界水準との比較において科学技術的評価を徹底すべきである。また、個別の研究課題ごとの評価を実施するだけでなく、同分野の中の研究課題間の評価も検討すべきである。評価の結果次第では、一度取り上げた研究課題といえども厳しく評価し、最新の研究動向に基づき計画等を改定、縮小や中止もあり得る。一方、優れた成果を上げ、重要性が高くなりつつある課題については、更なる展開を図るために資源配分を拡大することもあり得る。研究課題評価を踏まえつつ、研究開発制度自身の評価も必要であり、変化の急速な科学技術分野でのダイナミックな研究課題の実施、研究開発制度の見直しが可能となるものとすべきである。

④ 研究開発評価結果の反映

- すべての評価結果は、適切に資源配分に結びつける必要がある。このため、例えば国立大学や研究機関において、一定規模の資源を機関の長の裁量により配分できるような方策を検討すべきである。
- 研究機関評価の中で、国立大学や研究機関の裁量だけでは対処しきれない事柄、例えば、制度的な問題や政策に関する問題が指摘された場合は、当該機関の監督に当たる機関はこれを十分考慮すべきである。

⑤ 研究開発評価の基準・過程の透明性の確保

- 研究開発評価を関係者の間でより意義深いものとし、その結果を関係者の間で前向きに活用していくためには、厳正かつ公正な評価が実施される必要がある。このために、どのような基準で、どのような段階を経て評価がなされるかといった、研究開発評価の過程(進め方)はあらかじめ関係者の間で明確となっている必要がある。加えて、被評価者は評価の過程で、自らの意見を評価者に対して表明する機会を設けるべきである。

大学や国の研究機関に関係した各種の評価過程(進め方)、及び研究課題や研究機関の評価の結果は、社会に対する科学技術活動を明確にするとの観点からも、社会に対してわかりやすい形で公開すべきである。

⑥ 研究開発評価にかかる負担軽減と評価者の育成

- 研究開発評価についての負担を軽減し、効率的に的確な評価を展開していくために、能力ある評価者、評価運営者が必要となる。評価は研究コミュニティの構成員たる研究者の責務であり、中堅研究者を対象に評価の研修を実施するなど、評価に関する研究者の能力の涵養と人材の育成を進める必要がある。
- 厳正な評価に基づき資源配分が決定される競争的資金の評価は、競争的資金の運営機関等に質の高い評価専門家を確保して行うべきである。英国では研究費の1%を評価のために当てているが、こうしたことを参考にしつつ、競争的資金については必要な評価体制を整備し、研究者と対等に議論できる優れた専任の評価者を確保する等の方策を講じるべきである。
- 能力の高い評価者は、評価者と被評価者の緊張関係を構築し、質の高い評価の実現に大きく寄与する。

- ⑦ 以上の各点については研究開発評価に関する大綱的指針の改定等に盛り込むべきである。